

## 京都市情報公開・個人情報保護審査会答申情第12号の概要

請求内容	風致地区内における現状変更行為の変更許可に係る事前確認・了承に関する記録文書
所管課	都市計画局都市景観部風致保全課
所管課の決定	公文書の不存在による非公開決定
審査会の結論	不存在による非公開決定を取り消し、改めて公開又は非公開の決定を行うべき
不服申立人の主張	<p>1 経過を記録した公文書の存在について</p> <p>(1) 京都市が、風致地区内における現状変更行為の許可（以下「当初許可」という。）を行った後、当初許可の内容と異なる工事を行うことを事前に確認、了承したとされていることにつき、その経過を記した文書（以下「本件文書」という。）は、担当職員が「本人の控えとして書き留めていたメモ」であるとしている。仮にそのようなメモであったとしても、①本件文書は職務上作成された経過を明らかにすることのできる唯一の文書であり、②本件文書によって初めて、確認・了承が適正になされていることを事後的に検証するために組織的に用いることができるものであることなどから、公文書に該当する。</p> <p>(2) 理由説明書にも本件文書について「職員が職務上作成したものである」と明確に述べられていること、当該職員が「協議後に提出された変更許可の申請内容が協議内容と相違しないか」を本件文書に基づいて確認していることから、本件文書が業務上利用され、保存されていたことが明らかである。</p> <p>当初許可の内容の変更に関する事前協議には、複数の職員が関与して、許可基準に適合することを確認していることが明らかになっており、組織的に利用されたものであることもまた明らかである。</p> <p>2 公文書の廃棄に係る主張立証責任等について</p> <p>本件文書は、誰が、いつ、どのような経過を経て廃棄されたか全く不明である。沖縄返還「密約」文書開示事件地裁判決に従えば、本件文書も本件非公開決定の時点で、実施機関が保有しているものと推認されるべきものである。</p> <p>3 仮設許可について</p> <p>この場所では、新しい建築物は建てられないと聞いていたのに、新しい建物が建築されたため、実施機関に説明を求めたところ、5年間の仮設として許可したと説明を受けたが、本当に5年で撤去されるか不安である。担当者は、工事の内容を事前に了解することについて上司と相談して行ったと言うが、担当者の記憶ではなく、検証できるものを残さなければならない。記録を隠しているなら問題だし、記録を作らずに了解したならもっと問題である。</p>
所管課の主張	<p>1 本件請求に係る事件について</p> <p>(1) 当初許可後、当初許可の内容の変更に関する事前協議を重ねたが、変更内容が複数存在し、申出時期が異なったことから、申出の都度設計図書の提出を受け、許可基準に適合することを複数の職員により確認し、工事着手を了承した。</p> <p>(2) その後、当該変更等に係る変更許可申請書及び許可申請書（仮設の工作物）を受理し、双方とも許可（以下「変更許可等」という。）を行った。</p> <p>(3) 当時、担当職員1名が、変更許可等に係る経過を本人の覚えとして書き留めたメモが存在していたが、既に当該メモは当該職員により廃棄されている。</p> <p>2 公文書の不存在について</p> <p>(1) 当該メモは、担当職員が職務上作成したものではあるが、個人の備忘録とし</p>

	<p>て書き留め、保管していたにすぎないこと、協議後に提出された変更許可等の申請内容が協議内容と相違ないかを、当該メモを作成した職員が当該メモに基づき確認し、その後に廃棄していることから、組織共用文書には該当しない。</p> <p>(2) なお、異議申立人が指摘する判決は、行政文書（公文書）が過去において存在していた事例に関するものであり、そもそも公文書が存在しない本件の判断に影響を与えるものではないと考える。ちなみに、当該メモは職員個人の備忘録であったため、廃棄に当たっては、組織的な意思決定を行っていない。</p>
審査会の判断	<p>1 異議申立人の請求に係る公文書について</p> <p>当審査会が実施機関に本件の風致地区内における現状変更行為に関わるすべての保有文書の提出を求め検分したところ、提出された公文書は、当初許可に係る文書、当該許可の変更許可に係る文書及び仮設の工作物の許可（以下「仮設許可」という。）に係る文書の3種類であった。</p> <p>2 仮設許可に係る文書について</p> <p>(1) 異議申立人の請求は、当初許可及び変更許可の存在を前提にその間の「事実経過を記録した文書一切」をいうものである。</p> <p>異議申立人が特に仮設許可について問題視していたことから、当審査会から、仮設許可に係る文書について、異議申立人に請求文書として対象となり得るものか尋ねたところ、当該文書も請求対象と考えているとのことであった。</p> <p>(2) 公文書の特定に当たっては、請求の趣旨をできるだけ広くとらえるべきであり、仮設許可に係る文書を対象公文書として特定し、公開又は非公開の決定を行うことが適切であると判断する。</p> <p>3 その他の公文書について</p> <p>(1) 実施機関に具体的な事務の流れの説明を求めたところ、「経過を記録した文書」としては、協議内容や指示事項を記録した図面及び係長が作成した経過等を記録したメモの2種類の文書が存在するが、①前者については、新たな変更内容の図面が提出された際に協議内容が反映されていることを確認したうえで申請者に返却することを繰り返し、最終の変更許可等の申請書が提出されたときに最終の事前協議の図面を返却しており、②後者については、周辺住民への対応や計画変更の相談内容等の経過を記録していたが、許可の判断にはほとんど関係せず、個人のメモであったため特に廃棄の決定を行うこともなく個人の判断で廃棄したため、共に存在しないというものであった。</p> <p>(2) 当審査会としては、当該説明について、特に事実に反する不合理な説明であると判断することはできず、また、上記2で指摘した文書以外に、本件請求の趣旨を満たす公文書が存在すると確信するに足る事実も見いだせなかった。</p> <p>(3) しかし、「協議内容や指示事項を記録した図面」は組織的に用いられており、少なくとも実施機関が管理していた段階では公文書に当たるものと考えられ、また、「経過等を記録したメモ」は、個人的なメモとしてではなく、組織的に共用する文書として管理すべきであった可能性も否定できない。</p> <p>したがって、結果として、変更許可等に係る経緯を記録した公文書が実施機関において保存・管理されていない状況になったことについては、公文書の作成及び管理の観点からも適当なものではなく、今後は適切な公文書の作成及び管理のための改善が必要と考えるものである。</p>